

非農地判断により守るべき農地を明確化

(奈良県橿原市農業委員会)

担い手への
農地利用の
集積・集約化

遊休農地の
発生防止・
解消

新規参入の
促進

その他(農業
委員会の体
制強化等)

1 地区の特徴・状況、課題

奈良県のほぼ中央に位置し、東西7.5km、南北8.3kmで面積が39.56㎢と比較的小さな市です。地形は、大和平野が広がり全体的に起伏が少なく農地や市街地が展開している。また、大都市の通勤圏内であることから、都市型農業が営まれてきた。歴史的に「日本国 はじまりの地 橿原」として古くから交通の要衝として発展してまいりました。



- 耕作放棄地の発生防止・解消と増加が一進一退の状況である。
- 相続に伴う所有権の移動により荒廃農地が点在している。
- 既に活用が見込めない山林化・原野化した農地の存在。



2 課題解決に向けた活動(農地利用の最適化の推進の取組と工夫)

- 毎年実施する農地パトロールにおいて、地区担当の農業委員・農地利用最適化推進委員・事務局職員等が、農地台帳に基づき現地確認を行い「再生利用が困難な農地」を洗い出す。
- 農用地や納税猶予の対象地の確認、税務担当や法務局など関係機関への事前確認をする。
- 所有者等へ事前通知により予め意向を確認した上で農業委員会総会の議決により非農地判断し、守るべき農地を明確化する。

3 活動(取組と工夫)の結果

農業委員会が守るべき農地 ⇒ 952. 27ha (令和3年12月 農地台帳システム)

非農地判断面積 【令和元年度】 14. 57ha 【令和2年度】 2. 34ha 【令和3年度】 3. 93ha